

世田谷区手数料条例の一部を改正する条例について

1 改正の事由

世田谷区手数料条例別表第 1 で引用する法令の条項番号の変更に伴い、規定の整備を行う必要がある。

- (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 3 5 年法律第 1 4 5 号。以下「医薬品医療機器等法」という。）の改正に伴う規定の整備
医薬品医療機器等法が令和元年 1 2 月 4 日に改正され、令和 2 年 9 月 1 日から施行されることに伴い、規定の整備を行う。
- (2) 租税特別措置法施行規則（昭和 3 2 年大蔵省令第 1 5 号）の改正に伴う規定の整備
租税特別措置法施行規則が令和 2 年 3 月 3 1 日に改正され、同年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、規定の整備を行う。

2 改正の内容

- (1) 世田谷区手数料条例別表第 1 の 6 8 の 6 の項（薬局製造販売医薬品製造販売品目一部変更承認手数料）の「事務」の欄を、以下のように改める。

改正後	改正前
医薬品医療機器等法第 14 条第 13 項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売品目の一部変更の承認の申請に対する審査	医薬品医療機器等法第 14 条第 9 項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売品目の一部変更の承認の申請に対する審査

施行日：令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

- (2) 世田谷区手数料条例別表第 1 の 1 3 8 の項（社会福祉法人に対する寄附に係る所得税額の特別控除に関する証明手数料）の「事務」の欄を、以下のように改める。

改正後	改正前
租税特別措置法施行規則(昭和 32 年大蔵省令第 15 号) 第 19 条の 10 の 5 第 12 項第 1 号ロの規定に基づく社会福祉法人が租税特別措置法施行令第 26 条の 28 の 2 第 1 項に規定する要件を満たすものであることを証する書類の交付	租税特別措置法施行規則(昭和 32 年大蔵省令第 15 号) 第 19 条の 10 の 5 第 11 項第 1 号ロの規定に基づく社会福祉法人が租税特別措置法施行令第 26 条の 28 の 2 第 1 項に規定する要件を満たすものであることを証する書類の交付

施行日：公布の日から施行する。

※ なお、上記のいずれについても、手数料額等の変更はない。

3 その他

世田谷区手数料条例の改正は、同条例を所管する総務部より、令和 2 年第 2 回定例会において提案する。